

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年8月10日

【四半期会計期間】 第100期第1四半期(自2023年4月1日至2023年6月30日)

【会社名】 九州電力株式会社

【英訳名】 Kyushu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 池辺和弘

【本店の所在の場所】 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

【電話番号】 092 - 761 - 3031(代表)

【事務連絡者氏名】 ビジネスソリューション統括本部
業務本部連結決算グループ長 金谷大介

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
九州電力株式会社 東京支社

【電話番号】 03 - 3281 - 4931(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支社総括グループ長 柿塚恭範

【縦覧に供する場所】 九州電力株式会社 佐賀支店
(佐賀市神野東二丁目3番6号)

九州電力株式会社 長崎支店
(長崎市城山町3番19号)

九州電力株式会社 大分支店
(大分市金池町二丁目3番4号)

九州電力株式会社 熊本支店
(熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号)

九州電力株式会社 宮崎支店
(宮崎市橘通西四丁目2番23号)

九州電力株式会社 鹿児島支店
(鹿児島市与次郎二丁目6番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 上記のうち、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島の各支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではないが、投資者の便宜を図るため備え置いている。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第99期 前第1四半期 連結累計期間	第100期 当第1四半期 連結累計期間	第99期
会計期間		2022年4月1日から 2022年6月30日まで	2023年4月1日から 2023年6月30日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上高(営業収益)	(百万円)	436,719	496,524	2,221,300
経常利益 又は経常損失()	(百万円)	47,288	100,688	86,634
親会社株主に帰属する 四半期純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失()	(百万円)	34,811	71,457	56,429
四半期包括利益 又は包括利益	(百万円)	12,555	78,461	50,187
純資産額	(百万円)	654,655	693,492	617,230
総資産額	(百万円)	5,428,835	5,522,197	5,603,678
1株当たり四半期純利益又 は1株当たり四半期(当期) 純損失()	(円)	74.75	150.02	123.81
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	11.5	12.0	10.4

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 第99期前第1四半期連結累計期間及び第99期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式がないため記載していない。第100期当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載していない。

2 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、子会社69社及び関連会社47社(2023年6月30日現在)で構成され、国内電気事業(発電・販売事業及び送配電事業)を中心とする事業を行っている。

報告セグメントは、「発電・販売事業」、「送配電事業」、「海外事業」、「その他エネルギーサービス事業」、「ICTサービス事業」及び「都市開発事業」の6つとしており、当社は主に「発電・販売事業」を営んでいる。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について変更があった項目は、以下のとおりである。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の項目番号に対応するものである。

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものである。

(7) オペレーショナルリスク

法令違反等

当社グループは、国内電気事業をはじめ、幅広く事業を展開しており、関連する法令や規制は多岐にわたる。また海外での事業運営においては、当該国の法的規制の適用を受けている。

当社グループでは、これらの様々な法的規制の遵守に努めているが、各種法令や電力システム改革に伴う行為規制などに対する理解が不十分または法令などが変更された際の対応が適切でなく、法令などに違反したと判定された場合や、従業員による個人的な不正行為などを含めて社会的要請に反した場合は、行政指導や行政処分、信頼の失墜、事後対応費用など、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

かかるリスクに対し、当社では法令理解の浸透を通じた法的規制の遵守はもとより、社会的規範や企業倫理を守ることをコンプライアンス経営と定め、社長を委員長とするコンプライアンス委員会のもと、業務執行機関の長を「コンプライアンス責任者」として、活動計画を策定・実践するとともに、社内外に相談窓口を設置するなどの体制を整備し、コンプライアンスを推進している。

また、グループ会社に対しては、コンプライアンス情報の共有や意見交換などを行い、グループ会社と一体となった取組みを推進しているほか、グループ会社の指導・支援に関する管理部門の役割を明確化するなど、当社グループ全体での推進体制の強化を図っている。

このような中、当社及び九電みらいエナジー株式会社は、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、2023年3月30日に排除措置命令及び課徴金納付命令（九電みらいエナジー株式会社は排除措置命令のみ）を受けた。各命令については、当社及び九電みらいエナジー株式会社と公正取引委員会との間で、事実認定等に見解の相違があることから、取消訴訟を提起することを同年7月31日に決定している。なお、当該課徴金納付命令に基づく金額27億円については、前連結会計年度に独禁法関連損失引当金として計上している。同年7月14日には経済産業省から電気事業法に基づく業務改善命令を受けており、今後適切に対応していく。

また、九州電力送配電株式会社及び当社において、行為規制にかかる情報漏洩及びその情報の不正閲覧があり、2023年4月17日、両社は経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受け、同年5月12日、経済産業省に業務改善計画を提出した。

これらの事案の発生を受け、再発防止及びコンプライアンスを最優先にした事業活動をより一層徹底していく。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことから経済活動の正常化が進み、個人消費を中心に緩やかに回復している。九州経済も、輸出・生産は横ばいで推移しているものの、個人消費を中心に緩やかに回復している。

当第1四半期連結累計期間の業績については、燃料価格の下落により燃料費調整の期ずれ影響が前年同四半期の差損から差益に転じたことに加え、原子力発電所の稼働増などにより燃料費が減少したことや、卸電力市場価格の下落により購入電力料が減少したことなどから、経常損益、親会社株主に帰属する四半期純損益ともに大幅に改善し、黒字となった。

ア 収支

当第1四半期連結累計期間の小売販売電力量については、域外の契約電力が減少していることなどにより、前年同四半期に比べ6.6%減の164億kWhとなった。また、卸売販売電力量については24.4%減の35億kWhとなった。この結果、総販売電力量は10.3%減の199億kWhとなった。

小売・卸売に対する供給面については、原子力をはじめ、火力・揚水等発電設備の総合的な運用等により、また、エリア需給については、調整力電源の運用及び国のルールに基づく再エネ出力制御の実施等により、安定して電力を供給することができた。

当第1四半期連結累計期間の連結収支については、収入面では、国内電気事業において、卸売販売収入の減少はあったが、燃料費調整の期ずれにより小売販売収入等が増加したことなどから、売上高(営業収益)は前年同四半期に比べ598億円増(+13.7%)の4,965億円、経常収益は614億円増(+13.9%)の5,050億円となった。

支出面では、国内電気事業において、原子力発電所の稼働増などにより燃料費が減少したことに加え、卸電力市場価格の下落などにより購入電力料が減少したことなどから、経常費用は865億円減(17.6%)の4,043億円となった。

以上により、経常損益、親会社株主に帰属する四半期純損益ともに前年同四半期に比べ大幅に改善し、経常損益は1,006億円の利益、親会社株主に帰属する四半期純損益は714億円の利益となった。

報告セグメントの業績(セグメント間の内部取引消去前)は、次のとおりである。

		当第1四半期連結累計期間 (2023年4月1日から 2023年6月30日まで)	対前年同四半期増減率 (%)
		金額(百万円)	
発電・販売事業	売上高	428,174	13.7
	経常利益	78,184	-
送配電事業	売上高	152,519	3.6
	経常利益	12,866	97.1
海外事業	売上高	1,077	9.7
	経常利益	2,612	80.1
その他エネルギーサービス事業	売上高	61,297	27.5
	経常利益	5,272	24.4
ICTサービス事業	売上高	28,000	7.8
	経常利益	445	15.5
都市開発事業	売上高	5,555	3.9
	経常利益	1,332	95.0

[参考] 国内電気事業再掲

		当第1四半期連結累計期間 (2023年4月1日から 2023年6月30日まで)	対前年同四半期増減率 (%)
		金額(百万円)	
国内電気事業	売上高	444,417	13.1
	経常利益	91,051	-

(注) 「発電・販売事業」と「送配電事業」との内部取引消去後の数値を記載している。

発電・販売事業

発電・販売事業は、国内における発電・小売電気事業等を展開している。

売上高は、卸売販売収入の減少はあったが、燃料費調整の期ずれにより小売販売収入等が増加したことなどから、前年同四半期に比べ514億円増(+13.7%)の4,281億円となった。

経常損益は、燃料価格の下落により燃料費調整の期ずれ影響が前年同四半期の差損から差益に転じたことに加え、原子力発電所の稼働増などにより燃料費が減少したことや、卸電力市場価格の下落により購入電力料が減少したことなどから、1,426億円改善し781億円の利益となった。

送配電事業

送配電事業は、九州域内における一般送配電事業等を展開している。

売上高は、卸電力市場価格の下落などにより再生可能エネルギー電源からの買取に伴う卸売販売収入が減少したことなどから、前年同四半期に比べ56億円減(3.6%)の1,525億円となった。

経常利益は、再生可能エネルギー電源からの買取額や需給調整市場からの調達費用が減少したことなどから、63億円増(+97.1%)の128億円となった。

海外事業

海外事業は、海外における発電・送配電事業等を展開している。

売上高は、前年同四半期並みの10億円、経常利益は、持分法による投資利益の増加などにより、前年同四半期に比べ11億円増(+80.1%)の26億円となった。

その他エネルギーサービス事業

その他エネルギーサービス事業は、電気設備の建設・保守など電力の安定供給に資する事業、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えするため、ガス・LNG販売、石炭販売、再生可能エネルギー事業等を展開している。

売上高は、連結子会社において石炭販売事業を開始したことやガス販売価格の上昇などにより、前年同四半期に比べ132億円増(+27.5%)の612億円、経常利益は、海外LNGプロジェクトにおけるLNG販売の減少などにより16億円減(-24.4%)の52億円となった。

ICTサービス事業

ICTサービス事業は、保有する光ファイバ網やデータセンターなどの情報通信事業基盤や事業ノウハウを活用し、データ通信、光ブロードバンド、電気通信工事・保守、情報システム開発、データセンター事業等を展開している。

売上高は、情報システム開発受託の増加などにより、前年同四半期に比べ20億円増(+7.8%)の280億円、経常利益は前年同四半期並みの4億円となった。

都市開発事業

都市開発事業は、都市開発・不動産・社会インフラ事業等を展開している。

売上高は、不動産賃貸収入の増加などにより、前年同四半期に比べ2億円増(+3.9%)の55億円、経常利益は6億円増(+95.0%)の13億円となった。

当社グループの主たる事業である国内電気事業（発電・販売事業及び送配電事業）においては、通常の営業形態として、売上高は、夏季及び冬季に電力需要が高まることから、第2・4四半期連結会計期間において大きくなる傾向にあることや、営業費用は、発電所の修繕工事の実施時期などによる影響を受けることから、四半期毎の業績に変動がある。

イ 販売及び生産の状況

当社グループの事業内容は、国内電気事業（発電・販売事業及び送配電事業）が大部分を占め、国内電気事業以外の事業の販売、生産及び受注の状況は、グループ全体からみて重要性が小さい。また、国内電気事業以外の事業については、受注生産形態をとらない業種が多いため、生産及び受注の状況を金額あるいは数量で示すことはしていない。このため、以下では、販売及び生産の状況を、国内電気事業における実績によって示している。

なお、国内電気事業においては、通常の営業形態として、夏季及び冬季に電力需要が高まることから、四半期毎の販売及び生産には季節的変動がある。

販売実績

種 別	当第1四半期連結累計期間 (2023年4月1日から 2023年6月30日まで)	対前年同四半期増減率 (%)
	電力量(百万kWh)	
小売販売電力量	16,436	6.6
電灯	4,950	1.3
電力	11,486	8.7
卸売販売電力量	3,506	24.4
総販売電力量	19,942	10.3

- (注) 1 百万kWh未満は四捨五入のため、合計の数値が一致しない場合がある。
2 当社及び連結子会社(九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社)の合計値(内部取引消去後)を記載している。
3 卸売販売電力量には間接オークションに伴う自己約定を含んでいる。

発電実績

種 別	当第1四半期連結累計期間 (2023年4月1日から 2023年6月30日まで)	対前年同四半期増減率 (%)	
	電力量(百万kWh)		
発 電 電 力 量	水力発電電力量	1,352	3.8
	火力発電電力量	4,576	48.5
	原子力発電電力量	7,429	138.2
	新エネルギー等発電電力量	340	1.1
電 力 量	融通・他社受電電力量 (水力再掲)	7,704 (574)	26.6 (29.1)
	(新エネルギー等再掲)	(4,658)	(13.0)
	揚水発電所の揚水用電力量等	573	10.3
	合 計	20,828	11.3
損失電力量等	887	29.3	
総販売電力量	19,942	10.3	
出水率	106.2%	-	

- (注) 1 百万kWh未満は四捨五入のため、合計の数値が一致しない場合がある。
2 当社及び連結子会社(九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社)の合計値(内部取引消去後)を記載している。
3 発電電力量は、送電端の数値を記載している。
4 「新エネルギー等」は、太陽光、風力、バイオマス、廃棄物及び地熱の総称である。
5 当第1四半期連結累計期間の融通・他社受電電力量は、期末時点で把握している受電電力量を記載している。
6 揚水発電所の揚水用電力量等は、貯水池運営のための揚水用に使用する電力量及び自己託送の電力量である。
7 出水率は、当社の自流式水力発電電力量の1992年度から2021年度までの第1四半期累計期間における30年平均に対する比である。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

資産は、設備投資による固定資産の増加はあったが、現金及び預金などの流動資産が減少したことから、前連結会計年度末に比べ814億円減(1.5%)の5兆5,221億円となった。

負債は、未払の工事代金などのその他の流動負債が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ1,577億円減(3.2%)の4兆8,287億円となった。有利子負債残高は、前連結会計年度末に比べ89億円減(0.2%)の3兆9,825億円となった。

純資産は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上などにより、前連結会計年度末に比べ762億円増(+ 12.4%)の6,934億円となった。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ1.6ポイント向上し12.0%となった。

(3) 経営方針・経営戦略等並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」について変更があった項目は、以下のとおりである。なお、変更点の前後について一部省略している。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の項目番号に対応するものである。

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものである。

1 [経営方針、経営環境及び対処すべき課題等]

当社グループは、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九電グループの思い」のもと、「低廉で良質なエネルギーをお客さまにお届けすることを通じて、お客さまや地域社会の生活や経済活動を支える」ことを使命に、事業活動を進めている。

なお、当社は、2023年3月、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を、九電みらいエナジー株式会社は排除措置命令を受けた。また、当社及び九電みらいエナジー株式会社は、2023年7月、経済産業省から電気事業法に基づく業務改善命令を受けた。

更に、2023年4月、当社と九州電力送配電株式会社は、非常災害時等の対応業務以外で、九州電力送配電株式会社が所有するシステムを当社従業員が使用するなどにより、新電力顧客情報等を閲覧していたことが判明した件について、経済産業省より業務改善命令等を受領した。

これらの事案の発生を受け、再発防止及びコンプライアンスを最優先にした事業活動をより一層徹底していく。なお、公正取引委員会から受けた各命令の内容については、当社及び九電みらいエナジー株式会社と同委員会との間で、事実認定等に見解の相違があることから、2023年7月に取消訴訟を提起することを決定している。

(中略)

3 中長期的な経営戦略の実現に向けた取り組み

(中略)

戦略 経営基盤の強化

(前略)

コーポレート・ガバナンスの充実や、コンプライアンス経営の推進、情報セキュリティの確保の徹底を図っていく。

特にコンプライアンス経営については、独占禁止法に基づく行政処分を受けた件について、厳粛に受け止めるとともに、今回の命令内容を踏まえた対策も織り込みながら、独占禁止法遵守に向けた取組みの一層の強化を図っていく。

また、新電力顧客情報等の閲覧に関して、経済産業省より業務改善命令等を受領した件については、二度とこのような事態を引き起こすことがないよう、社長を筆頭とする経営層のリーダーシップのもと、社外の知見もいただきながら、全社員が一丸となって再発防止に取り組み、信頼回復に努めていく。

(後略)

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の当社グループの研究開発費は1,518百万円である。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
A種優先株式	1,000
B種優先株式	2,000
計	1,000,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は1,000,003,000株であるが、上記の「計」の欄には、当社定款に定める発行可能株式総数1,000,000,000株を記載している。なお、当社が実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	474,183,951	474,183,951	東京証券取引所 (プライム市場) 福岡証券取引所	単元株式数は 100株である。
A種優先株式	1,000	-	非上場	単元株式数は 1株である。 (注1)
B種優先株式	-	2,000	非上場	単元株式数は 1株である。 (注2)
計	474,184,951	474,185,951	-	-

(注) 1 A種優先株式

2023年4月28日開催の取締役会において、A種優先株式のすべてについて取得及び消却を行うことを決議し、同年8月1日に実施した。

A種優先株式の内容は、以下のとおりである。

ア 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、剰余金の配当(A種優先中間配当金(下記(5)に定義する。以下同じ。)を除く。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当(下記(3)に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、A種優先配当金の配当の基準日からA種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当社が下記イに従い残余財産の分配を行った又は下記オ若しくはカに従いA種優先株式を取得した場合には、当該A種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、1株につき年2,100,000円とする(ただし、2020年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は1,599,452円とする。)

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たりの剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度に係る上記(2)に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、払込金額に対し年率2.1%(以下「A種優先配当率」という。)で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金」という。)については、A種優先配当金、A種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

(4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、上記(2)に定めるA種優先配当金及び累積未払A種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度における上記(2)に定めるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「A種優先中間配当金」という。)を配当する(ただし、2019年9月30日を基準日とする剰余金の配当額は546,575円とする。)

イ 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額(以下「基準価額」という。)を支払う。

(基準価額算式)

1株当たりの残余財産分配価額 = 100,000,000円 + 累積未払A種優先配当金 + 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払A種優先配当金額

上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)を実際に支払われた日として、上記ア(3)に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下本イにおいて「前事業年度」という。)に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額(ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。)とし、また、「当事業年度未払A種優先配当金額」は、100,000,000円にA種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当(累積未払A種優先配当金及び前事業年度未払A種優先配当金を除き、A種優先中間配当金を含む。)がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。

ウ 議決権

(1) 議決権の有無

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(2) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(3) 議決権を有しないこととしている理由

普通株主の権利への影響等を考慮し、A種優先株式には株主総会(種類株主総会を含む。)において議決権を付与していない。

エ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

オ 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、2019年6月29日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。当社は、この請求がなされた場合には、A種優先株式の全部又は一部を取得することと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

A種優先株式1株当たりの取得価額は、上記イに定める基準価額算式に従って計算される。なお、本オの取得価額を算出する場合は、上記イに定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

カ 金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年6月29日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

A種優先株式1株当たりの取得価額は、上記イに定める基準価額算式に従って計算される。なお、本カの取得価額を算出する場合は、上記イに定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(注) 2 B種優先株式

2023年6月28日開催の定時株主総会並びに普通株主及びA種優先株主による各種類株主総会において、定款の一部変更が行われ、新たに種類株式としてB種優先株式の発行が可能となり、同年8月1日、B種優先株式のすべてについての払込金額(1株につき100,000,000円)の払込み(200,000,000,000円)がなされた。

B種優先株式の内容は、以下のとおりである。

ア 優先配当金

(1) B種優先配当金

当社は、剰余金の配当(B種優先中間配当金(下記(5)に定義する。以下同じ。))を除く。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。))又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。))に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金(以下「B種優先配当金」という。))を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当(下記(3)に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。))がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、B種優先配当金の配当の基準日からB種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当社が下記イに従い残余財産の分配を行った又は下記オ若しくはカに従いB種優先株式を取得した場合には、当該B種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

(2) B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、1株につき年2,900,000円とする(ただし、2024年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は1,933,333円とする。)

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たりの剰余金の配当(以下に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度に係る上記(2)に定めるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。))以降、実際に支払われた日(同日を含む。))まで、払込金額に対し年率2.9%(以下「B種優先配当率」という。))で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(2月29日を含む年度は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払B種優先配当金」という。))については、B種優先配当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。

(4) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、上記(2)に定めるB種優先配当金及び累積未払B種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) B種優先中間配当金

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株

式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度における上記(2)に定めるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「B種優先中間配当金」という。)を配当する(ただし、2023年9月30日を基準日とする剰余金の配当額は483,333円とする。)

イ 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額(以下「基準価額」(B種優先株式)という。)を支払う。

(基準価額(B種優先株式)算式)

1株当たりの残余財産分配価額 = 100,000,000円 + 累積未払B種優先配当金 + 前事業年度未払B種優先配当金 + 当事業年度未払B種優先配当金額

上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、残余財産分配日を実際に支払われた日として、上記ア(3)に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下本イにおいて「前事業年度」という。)に係るB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るB種優先配当金の不足額(ただし、累積未払B種優先配当金に含まれる場合を除く。)とし、また、「当事業年度未払B種優先配当金額」は、100,000,000円にB種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当(累積未払B種優先配当金及び前事業年度未払B種優先配当金を除き、B種優先中間配当金を含む。)がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日(2月29日を含む年度は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、基準価額(B種優先株式)を超えて残余財産の分配を行わない。

ウ 議決権

(1) 議決権の有無

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(2) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(3) 議決権を有しないこととしている理由

普通株主の権利への影響等を考慮し、B種優先株式には株主総会(種類株主総会を含む。)において議決権を付与していない。

エ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

オ 金銭を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、2023年8月2日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日(B種優先株式)」という。)。当社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、金銭対価取得請求権取得日(B種優先株式)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日(B種優先株式)に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

B種優先株式1株当たりの取得価額は、上記イに定める基準価額(B種優先株式)算式に従って計算される。なお、本オの取得価額を算出する場合は、上記イに定める基準価額(B種優先株式)の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日(B種優先株式)」と読み替えて、基準価額(B種優先株式)を計算する。

カ 金銭を対価とする取得条項

当社は、2023年8月2日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる(当該取得を行

う日を、以下「金銭対価取得条項取得日(B種優先株式)」という。)。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきB種優先株式を決定する。B種優先株式1株当たりの取得価額は、上記イに定める基準価額(B種優先株式)算式に従って計算される。なお、本力の取得価額を算出する場合は、上記イに定める基準価額(B種優先株式)の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日(B種優先株式)」と読み替えて、基準価額(B種優先株式)を計算する。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	-	474,185	-	237,304	-	31,087

- (注) 1 2023年8月1日を払込期日とする第三者割当によるB種優先株式の発行に伴い、発行済株式総数が2千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ100,000百万円増加した。
2 2023年8月1日(B種優先株式発行の効力発生日)をもって資本金及び資本準備金の額をそれぞれ100,000百万円減少させ、その他資本剰余金に振り替えた。
3 2023年4月28日開催の取締役会において、A種優先株式のすべてについて取得及び消却を行うことを決議し、同年8月1日に実施した結果、発行済株式総数が1千株減少した。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、当末日を基準日として設定していないため、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日(2023年3月31日)に基づく株主名簿により記載している。

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,000	-	(1)「株式の総数等」 に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 273,000	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 514,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 471,848,800	4,718,488	-
単元未満株式	普通株式 1,547,451	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	474,184,951	-	-
総株主の議決権	-	4,718,488	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1,200株(議決権12個)及び36株含まれている。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれている。
- | | | |
|--------|----------|-----|
| 自己株式 | 九州電力株式会社 | 82株 |
| 相互保有株式 | 誠新産業株式会社 | 90株 |
| | 株式会社福岡放送 | 66株 |
- 3 「完全議決権株式(その他)」欄には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する株式842,300株(議決権8,423個)が含まれている。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式)					
九州電力株式会社	福岡県福岡市中央区 渡辺通二丁目1番82号	273,000	-	273,000	0.06
(相互保有株式)					
株式会社福岡放送	福岡県福岡市中央区 清川二丁目22番8号	236,900	-	236,900	0.05
誠新産業株式会社	福岡県福岡市中央区 薬院二丁目19番28号	96,800	-	96,800	0.02
株式会社キューヘン	福岡県福津市 花見が浜二丁目1番1号	77,000	-	77,000	0.02
株式会社エフ・オー・デー	福岡県福岡市中央区 渡辺通一丁目1番1号	54,000	-	54,000	0.01
九州冷熱株式会社	福岡県北九州市戸畑区 中原先の浜46番95号	50,000	-	50,000	0.01
計	-	787,700	-	787,700	0.17

- (注) 1 このほか、株主名簿では当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が200株(議決権2個)ある。なお、当該株式は、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式の中に含まれている。
- 2 「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する株式842,300株については、上記の自己株式等に含まれていない。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

- 1 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年8月10日内閣府令第64号)に準拠し、「電気事業会計規則」(昭和40年6月15日通商産業省令第57号)に準じている。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
固定資産	4,741,917	4,748,478
電気事業固定資産	3,034,210	3,031,485
水力発電設備	273,970	272,133
汽力発電設備	224,632	218,894
原子力発電設備	769,301	758,092
内燃力発電設備	21,708	21,318
新エネルギー等発電設備	21,406	-
新エネルギー等発電等設備	-	21,972
送電設備	678,862	680,644
変電設備	239,681	241,069
配電設備	663,456	663,761
業務設備	131,155	143,590
その他の電気事業固定資産	10,036	10,007
その他の固定資産	418,165	413,990
固定資産仮勘定	399,521	421,901
建設仮勘定及び除却仮勘定	248,184	267,417
原子力廃止関連仮勘定	35,041	33,915
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	116,295	120,568
核燃料	224,372	221,538
装荷核燃料	50,122	58,088
加工中等核燃料	174,249	163,450
投資その他の資産	665,647	659,562
長期投資	263,961	270,454
退職給付に係る資産	12,537	13,036
繰延税金資産	172,337	155,305
その他	218,252	222,177
貸倒引当金（貸方）	1,441	1,412
流動資産	861,761	773,719
現金及び預金	295,450	193,987
受取手形、売掛金及び契約資産	196,439	164,893
棚卸資産	159,420	167,272
その他	214,031	251,033
貸倒引当金（貸方）	3,581	3,467
資産合計	5,603,678	5,522,197

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
負債の部		
固定負債	3,845,921	3,819,464
社債	1,485,000	1,475,000
長期借入金	1,908,852	1,888,628
退職給付に係る負債	80,761	80,424
資産除去債務	297,367	299,128
繰延税金負債	16,437	18,347
その他	57,501	57,934
流動負債	1,138,006	1,006,509
1年以内に期限到来の固定負債	443,506	392,311
短期借入金	124,530	126,130
コマーシャル・ペーパー	40,000	110,000
支払手形及び買掛金	141,658	84,291
未払税金	21,407	19,668
独禁法関連損失引当金	2,762	2,762
その他	364,140	271,345
特別法上の引当金	2,519	2,730
濁水準備引当金	2,519	2,730
負債合計	4,986,448	4,828,705
純資産の部		
株主資本	565,393	636,850
資本金	237,304	237,304
資本剰余金	120,006	98,382
利益剰余金	209,734	302,815
自己株式	1,651	1,652
その他の包括利益累計額	16,670	23,407
その他有価証券評価差額金	5,828	7,377
繰延ヘッジ損益	11,150	15,090
為替換算調整勘定	6,455	7,125
退職給付に係る調整累計額	6,765	6,186
非支配株主持分	35,166	33,234
純資産合計	617,230	693,492
負債純資産合計	5,603,678	5,522,197

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (2022年4月1日から 2022年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2023年4月1日から 2023年6月30日まで)
営業収益	1 436,719	1 496,524
電気事業営業収益	381,621	428,115
その他事業営業収益	55,097	68,408
営業費用	1 483,358	1 396,305
電気事業営業費用	432,205	335,804
その他事業営業費用	51,152	60,501
営業利益又は営業損失()	46,638	100,218
営業外収益	6,908	8,557
受取配当金	199	249
受取利息	274	557
為替差益	1,527	2,265
持分法による投資利益	1,037	3,719
その他	3,869	1,766
営業外費用	7,557	8,087
支払利息	6,179	6,881
その他	1,378	1,205
四半期経常収益合計	443,627	505,082
四半期経常費用合計	490,916	404,393
経常利益又は経常損失()	47,288	100,688
過水準備金引当又は取崩し	85	211
過水準備金引当	-	211
過水準備引当金取崩し(貸方)	85	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	47,202	100,477
法人税、住民税及び事業税	821	11,884
法人税等調整額	13,587	16,915
法人税等合計	12,766	28,799
四半期純利益又は四半期純損失()	34,436	71,678
非支配株主に帰属する四半期純利益	374	220
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	34,811	71,457

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (2022年4月1日から 2022年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2023年4月1日から 2023年6月30日まで)
四半期純利益又は四半期純損失()	34,436	71,678
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	748	1,241
繰延ヘッジ損益	12,969	3,603
為替換算調整勘定	4,161	412
退職給付に係る調整額	219	550
持分法適用会社に対する持分相当額	4,221	975
その他の包括利益合計	21,881	6,783
四半期包括利益	12,555	78,461
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,084	78,195
非支配株主に係る四半期包括利益	529	266

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間
(2023年4月1日から2023年6月30日まで)

(蓄電用電気工作物等に関する電気事業会計規則の変更について)

2023年4月1日に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第46号)が施行されたことに伴い、電気事業会計規則が改正されたため、前連結会計年度まで「変電設備」に含めて表示していた蓄電用電気工作物に該当する設備、及び「新エネルギー等発電設備」に該当する設備を、当連結会計年度から「新エネルギー等発電等設備」として区分することとなった。この変更は当該改正に関する電気事業会計規則附則の定めにより遡及適用は行わない。

なお、前連結会計年度の「新エネルギー等発電設備」及び「変電設備」に含まれる「新エネルギー等発電等設備」の金額は21,664百万円である。

(電気・ガス価格激変緩和対策事業への参画)

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく施策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により国が定める値引き単価による電気料金等の値引きを行っており、その原資として受領する補助金を、当第1四半期連結累計期間において、「電気事業営業収益」に53,132百万円、「その他事業営業収益」に2,137百万円それぞれ計上している。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

1 金融機関からの借入金に対する保証債務

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
日本原燃株式会社	78,043百万円	77,548百万円
従業員	36,442百万円	35,012百万円
アブダビ・オフショア・パワー・ トランスミッション	13,720百万円	14,886百万円
ネクスエナジー	2,563百万円	4,050百万円
田原グリーンバイオマス合同会社	3,365百万円	3,365百万円
アルドゥール・パワー・アンド・ ウォーター・カンパニー	2,225百万円	2,415百万円
KEYS Bunkering West Japan株式会 社	916百万円	916百万円
サルーラ・オペレーションズ	422百万円	894百万円
タウィーラ・アジア・パワー	807百万円	875百万円
フィッシュファームみらい合同会 社	414百万円	414百万円
宗像アスティ太陽光発電株式会社	219百万円	209百万円
サーモケム	133百万円	144百万円
大唐中日(赤峰)新能源有限公司	118百万円	60百万円
計	139,392百万円	140,793百万円

2 その他契約の履行に対する保証債務

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
インターナショナル・オフショ ア・パワー・トランスミッショ ン・ホールディング	8,005百万円	8,686百万円
福岡エアポートホールディングス 株式会社	6,288百万円	6,288百万円
ネクスエナジー	1,928百万円	2,092百万円
エネルソック	1,542百万円	1,674百万円
エレクトリシダ・アギラ・デ・ トゥクспан社	1,345百万円	1,459百万円
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥ クспан社	1,345百万円	1,459百万円
アジア・ガルフ・パワー・サービ ス	353百万円	383百万円
株式会社福岡カルチャーベース	78百万円	78百万円
計	20,886百万円	22,122百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 季節的変動

前第1四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)

当社グループの主たる事業である国内電気事業(発電・販売事業及び送配電事業)においては、通常の営業形態として、売上高は、夏季及び冬季に電力需要が高まることから、第2・4四半期連結会計期間において大きくなる傾向にあることや、営業費用は、発電所の修繕工事の実施時期などによる影響を受けることから、四半期毎の業績に変動がある。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び核燃料減損額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (2022年4月1日から 2022年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2023年4月1日から 2023年6月30日まで)
減価償却費	48,338百万円	54,922百万円
核燃料減損額	2,624百万円	6,315百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	9,478	20.00	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金
2022年6月28日 定時株主総会	A種優先 株式	1,050	1,050,000.00	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金

(注) 2022年6月28日定時株主総会決議による普通株式に係る配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金17百万円が含まれている。

当第1四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)

配当金支払額

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	エネルギーサービス事業				ICT サービス 事業	都市開発 事業	計				
	国内電気事業		海外事業	その他 エネルギー サービス 事業							
	発電・ 販売事業	送配電 事業									
売上高											
顧客との契約 から生じる収益	336,358	49,395	187	21,405	19,427	1,032	427,806	1,006	428,812	-	428,812
その他の収益	170	5,162	795	23	236	1,518	7,906	-	7,906	-	7,906
外部顧客への 売上高	336,528	54,557	982	21,429	19,664	2,551	435,712	1,006	436,719	-	436,719
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	40,167	103,581	-	26,657	6,305	2,795	179,507	1,238	180,746	180,746	-
計	376,696	158,138	982	48,086	25,969	5,346	615,220	2,245	617,465	180,746	436,719
セグメント利益 又は損失()	64,435	6,527	1,450	6,969	527	683	48,276	214	48,061	773	47,288

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料老人ホーム事業、事務業務受託事業、人材派遣事業等を含んでいる。

2 セグメント利益又は損失()の調整額773百万円は、セグメント間取引消去である。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常損失()と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	エネルギーサービス事業				ICT サービス 事業	都市開発 事業	計				
	国内電気事業		海外事業	その他 エネルギー サービス 事業							
	発電・ 販売事業	送配電 事業									
売上高											
顧客との契約 から生じる収益	340,829	39,629	229	28,194	19,959	1,057	429,899	1,015	430,914	-	430,914
その他の収益 (注)4	53,567	8,496	848	352	299	2,045	65,609	-	65,609	-	65,609
外部顧客への 売上高	394,396	48,125	1,077	28,547	20,258	3,102	495,509	1,015	496,524	-	496,524
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	33,777	104,394	-	32,750	7,742	2,452	181,116	1,184	182,301	182,301	-
計	428,174	152,519	1,077	61,297	28,000	5,555	676,626	2,200	678,826	182,301	496,524
セグメント利益	78,184	12,866	2,612	5,272	445	1,332	100,713	115	100,829	140	100,688

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料老人ホーム事業、事務業務受託事業、人材派遣事業等を含んでいる。

2 セグメント利益の調整額 140百万円は、セグメント間取引消去である。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

4 「発電・販売事業」、「送配電事業」、「その他エネルギーサービス事業」、「ICTサービス事業」の「その他の収益」において、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく施策である「電気・ガス価格激変緩和対策」により受領する補助金が、それぞれ53,409百万円、1,500百万円、329百万円、29百万円含まれている。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「(セグメント情報等)」に記載のとおりである。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (2022年4月1日から 2022年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2023年4月1日から 2023年6月30日まで)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	74.75円	150.02円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	34,811	71,457
普通株主に帰属しない金額(百万円)	525	534
(うち優先配当額(百万円))	(525)	(534)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	35,336	70,923
普通株式の期中平均株式数(千株)	472,719	472,767

- (注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式がないため記載していない。当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載していない。
- 2 1株当たり四半期純利益の算定上、株主資本において自己株式として計上している「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式(前第1四半期連結累計期間897千株、当第1四半期連結累計期間842千株)を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めている。

(重要な後発事象)

1 第三者割当によるB種優先株式の発行

当社は、2023年4月28日開催の当社取締役会において、2023年6月28日開催の定時株主総会に、第三者割当によるB種優先株式(以下「本B種優先株式」という。)の発行について付議することを決議し、同株主総会にて承認を得た。その後、2023年8月1日に本B種優先株式の払込が完了した。

(1) 本B種優先株式発行の概要

ア 払込期日(発行日)	2023年8月1日
イ 発行新株式数	B種優先株式 2,000株
ウ 発行価額(払込金額)	1株につき100,000,000円
エ 払込金額の総額	200,000,000,000円
オ 優先配当金	1株につき2,900,000円
カ 募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる。
キ 割当先	株式会社みずほ銀行 800株 株式会社日本政策投資銀行 800株 株式会社三菱UFJ銀行 400株
ク 増加する資本金の額	100,000,000,000円
ケ 増加する資本準備金の額	100,000,000,000円

(2) 資金の使途

本B種優先株式の発行により調達する資金は、その一部を、当社が発行するA種優先株式(以下「本A種優先株式」という。)の取得資金に充てるほか、2050年カーボンニュートラルの実現や当社グループの持続的な成長に資する設備投資及び新規案件投資への資金等に充当する予定である。

(3) その他の重要な事項

本B種優先株式を保有する株主は、普通株主に対して優先して配当を受け取ることができる。

本B種優先株式を保有する株主は、株主総会において議決権を有さず、また、本B種優先株式には普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付されていないため、普通株式に関する希薄化は発生しない。

2 本B種優先株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少

当社は、2023年4月28日開催の当社取締役会において、本B種優先株式の発行と同時に発行価額と同額の資本金及び資本準備金の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えることを決議し、2023年8月1日に実施した。

(1) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

本A種優先株式の取得に際して必要となる十分な分配可能額を確保するため、本B種優先株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることとした。

(2) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

ア 減少すべき資本金の額

100,000,000,000円

(内訳)本B種優先株式の発行による「増加する資本金の額」に相当する額 100,000,000,000円

イ 減少すべき資本準備金の額

100,000,000,000円

(内訳)本B種優先株式の発行による「増加する資本準備金の額」に相当する額 100,000,000,000円

ウ 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項から第3項及び第448条第1項から第3項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれその全額を「その他資本剰余金」に振り替えた。

3 本A種優先株式の取得及び消却

当社は、2023年4月28日開催の当社取締役会において、本B種優先株式の発行に伴い、本A種優先株式につき、当社定款第12条の8(金銭を対価とする取得条項)の規定に基づく取得及び消却を行うことを決議し、2023年8月1日に取得及び消却を実施した。

(1) 取得に係る事項の内容

ア 取得対象株式の種類	九州電力株式会社A種優先株式
イ 取得株式数	1,000株
ウ 取得価額	1株当たり 102,822,532円

上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となっている。

(基準価額算式)

$$1株当たりの金銭対価取得価額 = 1億円 + 累積未払A種優先配当金 + 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払A種優先配当金額$$

エ 取得価額の総額	102,822,532,000円
オ 相手方	株式会社みずほ銀行 株式会社日本政策投資銀行 株式会社三菱UFJ銀行
カ 取得日	2023年8月1日

(2) 消却に係る事項の内容

ア 消却対象株式の種類	九州電力株式会社A種優先株式
イ 消却株式数	1,000株
ウ 消却日	2023年8月1日

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月10日

九州電力株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限
責任社員
業務執行
社員

公認会計士 伊藤 次男

指定有限
責任社員
業務執行
社員

公認会計士 田中 晋介

指定有限
責任社員
業務執行
社員

公認会計士 渡邊 祥久

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている九州電力株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、九州電力株式会社及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日開催の取締役会において、2023年6月28日開催の定時株主総会に、第三者割当によるB種優先株式（以下「本B種優先株式」という。）の発行について付議することを決議し、同株主総会において承認を得た。その後、2023年8月1日に本B種優先株式の払込みが完了した。
- 重要な後発事象2に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日開催の取締役会において、本B種優先株式の発行と同時に発行価額と同額の資本金及び資本準備金の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えることを決議し、2023年8月1日に実施した。
- 重要な後発事象3に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日開催の取締役会において、本B種優先株式の発行に伴い、A種優先株式につき、取得及び消却を行うことを決議し、2023年8月1日に取得及び消却を実施した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。
2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていない。